

第84回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所 大阪市生野区巽西一丁目8番1号
ロート製薬株式会社 本店

株主の皆様へ

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様にはご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.rohto.co.jp/ir/library/meeting/>

NEVER SAY NEVER ロート製薬

目次

■ 第84回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	
[添付書類]	
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	51
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55

株 主 各 位

(証券コード 4527)

2020年6月11日

大 阪 市 生 野 区 巽 西 一 丁 目 8 番 1 号

ロート製薬株式会社

代表取締役社長 杉本 雅史

第84回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、次ページ「議決権行使についてのご案内」のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 大阪市生野区巽西一丁目8番1号
ロート製薬株式会社 本店

3 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第84期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第84期連結計算書類監査結果
報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

株主総会に関する注意事項

- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(<https://www.rohto.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.rohto.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下3つの方法がございます。

当日ご出席の株主様

株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、受付にご提示ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
※資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月26日(金)
午前10時

事前に議決権行使をされる株主様

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日(木)
午後5時到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日(木)
午後5時受付分まで

詳細は次頁をご参照ください。

■ 議決権行使のお取り扱い

■ 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。

■ インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ インターネットによる議決権行使の期限

インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日(木曜日)午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点などございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

■ 投資家の皆様へ

管理信託銀行などの名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所などにより設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、次頁のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認ください。また、**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使期限

2020年6月25日(木曜日) 午後5時まで
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

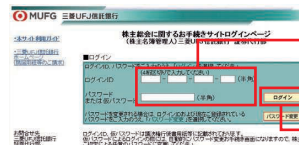
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

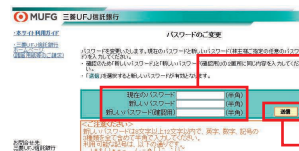
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 変更理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるため、現行定款第30条（監査役の選任）について所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております）

現行定款	変更案
第1条～第29条（条文省略）	第1条～第29条（現行どおり）
（監査役の選任） 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （新設） （新設）	（監査役の選任） 第30条（現行どおり） ②（現行どおり） ③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第31条～第41条（条文省略）	第31条～第41条（現行どおり）

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任につきましては、指名委員会の諮問を受けております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名				当社における地位および担当
1	再任	やま 山	だ 田	くに 邦	お 雄	取締役会長
2	再任	すぎ 杉	もと 本	まさ 雅	し 史	取締役社長
3	再任	さい 齊	とう 藤	まさ 雅	や 也	取締役副社長
4	再任	くに 國	さき 崎	しん 伸	いち 一	取締役
5	新任	たか 高	くら 倉	ち 千	はる 春	HRアドバイザー
6	新任	ひ 檜	やま 山		あつし 敦	事業戦略アドバイザー
7	再任	とり 鳥	い 井	しん 信	ご 吾	社外 独立役員 社外取締役
8	再任	いり 入	やま 山	あき 章	え 栄	社外 独立役員 社外取締役
9	新任	め 米	ら 良	はる 是	か	社外 独立役員
新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所届出独立役員候補者						

候補者番号

1

や ま だ く に お

山 田 邦 雄

再 任

生年月日

1956年 1 月23日

所有する当社の株式の数 1,975,960株

■ 略歴、地位および担当

1980年 4 月 当社 入社
1991年 6 月 同 取締役 社長付
1992年 6 月 同 専務取締役 営業本部長
1996年 6 月 同 取締役副社長
1998年 7 月 同 取締役副社長
メンソレータム社 取締役会長
1999年 6 月 当社 代表取締役社長
メンソレータム社 取締役会長
2009年 6 月 当社 代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）
メンソレータム社 取締役会長
2018年 8 月 当社 代表取締役会長兼社長
メンソレータム社 取締役会長
2019年 6 月 当社 代表取締役会長
メンソレータム社 取締役会長
現在に至る



■ 重要な兼職の状況

メンソレータム社 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、1991年に当社取締役に就任以降、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任しており、また取締役会議長としての職責を果たし、長年にわたり当社グループの経営全体を担っております。新規事業の創造・海外事業の強化・従業員の意識改革等にも積極的に取り組んでおり、当社の持続的な成長および企業価値向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いします。

（注）取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

2

すぎもとまさし
杉本雅史

再任

生年月日

1961年 8 月24日

所有する当社の株式の数

1,441株

■ 略歴、地位および担当

1984年 4 月 武田薬品工業(株) 入社
 2009年10月 同 ヘルスケアカンパニー プレジデント
 2017年 4 月 武田コンシューマーヘルスケア(株) 代表取締役社長
 2018年 6 月 同 退社
 2019年 1 月 当社 入社
 同 戦略アドバイザー
 6 月 同 代表取締役社長
 現在に至る



■ 取締役候補者とした理由

同氏は、2019年に当社入社、代表取締役社長に就任以降、当社の経営全体を担っております。主として社内改革に積極的に取り組んでおり、当社が掲げるビジョン2030の推進に大きな貢献をしております。当社の持続的な成長および企業価値向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いします。

(注) 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

3

さいとうまさや

齊藤 雅也

再任

生年月日

1963年11月 1 日

所有する当社の株式の数

20,679株

■ 略歴、地位および担当

1986年 4 月 当社 入社
1998年 5 月 ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役社長
2011年 6 月 当社 取締役 経営企画本部長
ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役社長
2017年 6 月 当社 取締役 経営戦略推進本部 ディレクター
ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役社長
2018年 6 月 当社 取締役副社長
メンソレータム社 取締役社長
ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役会長
現在に至る



■ 重要な兼職の状況

メンソレータム社 取締役社長
ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、1997年のロート・メンソレータム・ベトナム社の設立に中心的に関与し、現在では同社の取締役会長として経営全般を担っております。2011年に当社取締役に就任して以降は、経営企画部門全般を統括し、さらに2018年からはメンソレータム社の取締役社長も務めており、グループ企業の中長期的な発展に寄与しております。今後も当社の企業価値向上実現のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いします。

(注) 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

4

くに さき しん いち

國崎伸一

再任

生年月日

1955年10月27日

所有する当社の株式の数

13,807株

■ 略歴、地位および担当

1981年 4 月 サントリー(株) (現 サントリーホールディングス(株)) 入社

2007年 1 月 当社 入社

同 執行役員

2 月 同 執行役員 研究開発本部長

2010年 6 月 同 取締役 研究開発本部長

2017年 6 月 同 取締役 経営戦略推進本部 ディレクター

2018年 6 月 同 取締役 経営戦略推進本部 ディレクター

クオリテックファーマ(株) 代表取締役社長

2019年 5 月 当社 取締役

クオリテックファーマ(株) 代表取締役社長

現在に至る

**■ 重要な兼職の状況**

クオリテックファーマ(株) 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、2007年に当社に入社以降、研究開発についての豊富な経験と見識をもとに当社の研究開発力の強化に寄与しております。2018年からはクオリテックファーマ(株)の代表取締役社長として製造に関わる事業を遂行しております。今後も当社の企業価値向上実現のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いします。

(注) 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

5

た か く ら ち は る

高倉千春

新任

生年月日

1959年12月22日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位および担当

1983年 4 月 農林水産省経済局 入省
1990年 フルブライト奨学生として米国 Georgetown 大学へ留学
1992年 5 月 同大学 MBA 取得
1993年 9 月 (株)三和総合研究所 コンサルタント
1999年 4 月 ファイザー(株) 人事部 企画担当部長
2006年10月 ノバルティス・ファーマ(株) 人事・コミュニケーション本部 人材組織部長
2014年 7 月 味の素(株) 理事 グローバル人事部長
2020年 4 月 当社 入社
同 HRアドバイザー
現在に至る



■ 取締役候補者とした理由

同氏は、行政での経験で培ったマクロなグローバル視点をベースに、コンサルタントを経て製薬企業、食品メーカーで人事リーダーを歴任。将来の経営の方向性を見据えて、戦略的な人事、人財開発に尽力してまいりました。外資系製薬企業での組織再編人財開発、また、日本企業での構造改革の中で Change Agent の一人として人事改革、多様な次世代人財育成を推進した実績があります。これらの経験を当社グループ全体の経営に活かして頂けると考え、新任の取締役として選任をお願いします。

候補者番号

6

ひやま
檜山

あつし

敦

新任

生年月日

1966年 2 月 1 日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位および担当

2011年 4 月 (株)資生堂 事業企画部長
2013年 7 月 ジャパンリテールイノベーション(株) 代表取締役社長
2015年 1 月 資生堂ジャパン(株) 執行役員 コスメティクスブランド統括部長
2017年 1 月 同 執行役員 パーソナルケア事業本部長
(株)エフティ資生堂 代表取締役社長
2020年 4 月 当社 入社
同 事業戦略アドバイザー
現在に至る

**■ 取締役候補者とした理由**

同氏は、化粧品メーカーのトップを歴任し事業収益の改善に大きく貢献した実績をもっております。流通、事業戦略、マーケティングに幅広い知見を有するとともに経営においても高い見識も有しており、これらの経験を当社グループ全体の経営に活かして頂けると考え、新任の取締役役として選任をお願いします。

候補者番号

7

とり い しん ご
鳥井 信 吾

再 任

社 外

独立役員

生年月日

1953年 1 月18日

所有する当社の株式の数

1,031株

■ 略歴、地位および担当

1980年 4 月 伊藤忠商事(株) 入社
1983年 6 月 サントリー(株) (現 サントリーホールディングス(株)) 入社
1992年 3 月 同 取締役
1999年 3 月 同 常務取締役
2001年 3 月 同 代表取締役専務
2003年 3 月 同 代表取締役副社長
2009年 2 月 サントリーホールディングス(株) 代表取締役副社長
2014年 5 月 ビームサントリー社 取締役
10月 サントリーホールディングス(株) 代表取締役副会長
2015年 6 月 当社 社外取締役
2020年 2 月 象印マホービン(株) 社外取締役
現在に至る



■ 重要な兼職の状況

サントリーホールディングス(株) 代表取締役副会長
ビームサントリー社 取締役
象印マホービン(株) 社外取締役
大阪商工会議所 副会頭

公益財団法人サントリー芸術財団 代表理事
公益財団法人サントリー文化財団 理事長
在大阪デンマーク王国名誉領事館 名誉領事
在大阪スペイン王国名誉領事館 名誉領事

■ 当社社外取締役就任期間

本総会終結の時をもって5年

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者として長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において積極かつ適切な発言をいただいております。今後も当社の企業価値向上実現のために適切な人材として、引き続き社外取締役として選任をお願いします。また、サントリーホールディングス(株)、ビームサントリー社、象印マホービン(株)、大阪商工会議所と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。
2. 当社は鳥井信吾氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、本契約を継続する予定であります。
3. 当社は鳥井信吾氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

8

いり やま あき え

入山章栄

再任

社外

独立役員

生年月日

1972年12月8日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位および担当

1998年4月 (株)三菱総合研究所 入社
 2008年8月 米ニューヨーク州立大学バッファロー校 スクール・オブ・マネジメント Assistant Professor
 2013年8月 早稲田大学ビジネススクール 准教授
 2016年5月 (株)マクロミル 社外取締役
 2019年4月 早稲田大学ビジネススクール 教授
 6月 当社 社外取締役
 現在に至る



■ 重要な兼職の状況

早稲田大学ビジネススクール 教授
 (株)マクロミル 社外取締役

■ 当社社外取締役就任期間

本総会終結の時をもって1年

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、(株)三菱総合研究所で自動車メーカーや国内外政府機関へのコンサルティング業務に従事した後、2008年に米ピッツバーグ大学経営大学院より博士号 (Ph.D.) を取得。同年より米ニューヨーク州立大学バッファロー校ビジネススクール助教授を勤め、現在は早稲田大学ビジネススクールにて経営戦略、グローバル経営を専門分野とする教授を勤めております。最先端の経営に関わる幅広い見識を活かした助言と提言は、当社の新たな事業領域の発展と企業価値の向上に非常に有益なものであり、職務を適切に遂行することができるものと当社は判断いたしましたので、引き続き社外取締役として選任をお願いします。また、早稲田大学ビジネススクール、(株)マクロミルと当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は入山章栄氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役役に再任され就任した場合には、本契約を継続する予定です。
2. 当社は入山章栄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号

9

め ら
米良 はるか

新任

社外

独立役員

生年月日

1987年10月20日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位および担当

2011年 3 月 クラウドファンディングサービス「READYFOR」の立ち上げ

2014年 7 月 READYFOR(株) 創業

同 代表取締役CEO

現在に至る



■ 重要な兼職の状況

READYFOR(株) 代表取締役CEO

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、大学在学の2011年にクラウドファンディングサービス「READYFOR」を立ち上げ、人々の“挑戦”へ支援を続けてこられました。日本を代表する次世代経営者として新しい潮流を生み出しており、財務的価値と社会的価値のバランス感覚を持った助言と提言は、当社の企業価値向上に非常に有益なものであり、新任の社外取締役として選任をお願いします。また、READYFOR(株)と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は米良はるか氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 米良はるか氏が取締役に選任され就任した場合には、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 米良はるか氏の戸籍上の氏名は、山田はるか氏であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現任監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

き む ら ま さ の り
木村雅則

再任

生年月日

1957年11月29日

所有する当社の株式の数

29,487株

■ 略歴および地位

1982年4月 当社 入社
 2003年5月 同 執行役員 人事総務部長
 2005年6月 同 取締役 生産事業本部長
 2008年5月 同 取締役 経営情報本部長
 2009年4月 同 取締役 ヘルスケア事業本部長
 2012年5月 同 取締役 事業連携・人材開発担当
 2013年5月 同 取締役 アグリ・ファーム事業部長
 2016年6月 同 監査役
 現在に至る



■ 監査役候補者とした理由

同氏は、当社において営業部門・人事総務部門・生産部門などを務め、事業部門と管理部門の両方に精通しております。2005年に当社取締役役に就任し、多岐にわたる重要な意思決定や業務遂行を果たしてまいりました。監査役就任後は、これらの経験を活かした監査業務を実施しており、企業経営のリスクマネジメントに大きな貢献をしております。今後もその職務を果たすことができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いします。

(注) 監査役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

2

う え む ら ひ で と

上村 秀人

新任

生年月日

1958年 7 月19日

所有する当社の株式の数

5,313株

■ 略歴および地位

1982年 4 月 当社 入社
2003年 5 月 同 事業開発本部 副本部長
2009年 4 月 同 研究開発本部 副本部長
2010年 5 月 同 執行役員 研究開発本部副本部長
2015年 5 月 同 上席執行役員 マーケティング本部長
2016年 6 月 同 マーケティング本部長
2017年 6 月 同 経営戦略推進本部 ディレクター
2018年 6 月 同 取締役 経営戦略推進本部 ディレクター
2019年 5 月 同 取締役
現在に至る



■ 監査役候補者とした理由

同氏は、当社においてマーケティング部門・研究開発部門などを務め、コンシューマーヘルスケア商品の企画開発に多くの経験と実績を有しております。2018年に当社取締役役に就任し、多くの経営意思決定に携わると同時に上野テクノセンター長として生産事業の管掌もしております。これらの経験は、グループ全体のガバナンスに大いに貢献できると判断し、新任の監査役として選任をお願いします。

(注) 監査役候補者が所有する当社の株式数には、2020年3月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。

候補者番号

あまのかつすけ

3

天野勝介

再任

社外

独立役員

生年月日

1952年 2 月27日

所有する当社の株式の数

3,290株

■ 略歴および地位

1978年 4 月 弁護士 登録、田村徳夫法律事務所 入所
 1983年 4 月 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）へ移籍
 1985年 1 月 北浜法律事務所（現 同上）パートナー
 2003年 2 月 (株)青山キャピタル 社外監査役
 2010年 6 月 グンゼ(株) 社外取締役
 2012年 6 月 当社 監査役
 2020年 1 月 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士
 3 月 TOYO TIRE(株) 社外監査役
 現在に至る



■ 重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士
 (株)青山キャピタル 社外監査役
 TOYO TIRE(株) 社外監査役

■ 当社社外監査役就任期間

本総会終結の時をもって 8 年

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として高い専門性を有しております。企業法務分野における豊富な知識に基づき、当社取締役会において有益な提言を行っております。今後も取締役および取締役会の職務の執行に関する適法性を監査することができると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いします。また、弁護士法人北浜法律事務所、(株)青山キャピタル、TOYO TIRE(株)と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 監査役候補者が所有する当社の株式数には、2020年 3 月31日時点の当社役員持株会における持分株式数を含んでおります。
 2. 当社は天野勝介氏との間で、会社法第427条第 1 項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第 1 項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、本契約を継続する予定であります。
 3. 当社は天野勝介氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

4

た に
谷

やす ひろ
保 廣

新任

社外

独立役員

生年月日

1956年10月11日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴および地位

1981年10月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人） 入社
1985年 4 月 公認会計士 登録
1986年 4 月 公認会計士 谷会計事務所 開設
2003年 5 月 税理士 登録
2006年 4 月 学校法人グロービス経営大学院 教授
2018年 6 月 ワールド・モード・ホールディングス(株) 社外監査役
現在に至る



■ 重要な兼職の状況

公認会計士 谷会計事務所代表

ワールド・モード・ホールディングス(株) 社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての高い専門性を有しております。大手監査法人において監査業務に携わるとともに、米国テキサス大学にてMBAを取得ならびに北京中央財経大学院の客員教授就任といったグローバル経営においても高い見識も有しております。同氏は社外監査役となること以外に会社の経営に関与していませんが、これらの経験を当社グループ全体の監査に活かしていただけたらと考え、新任の社外監査役として選任をお願いします。また、公認会計士 谷会計事務所およびワールド・モード・ホールディングス(株)と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は谷保廣氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 谷保廣氏が監査役に選任され就任した場合には、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

こ だ ま ま さ ふ み
児 玉 実 史

社 外

独立役員

生年月日

1966年 6 月 5 日

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴および地位

1993年 4 月 弁護士 登録、北浜法律事務所 入所
1998年 9 月 Winthrop Stimson, Putnam & Roberts 法律事務所 勤務
(現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP、ニューヨークオフィスおよびシンガポールオフィス)
1999年 3 月 ニューヨーク州弁護士 登録
2001年 1 月 北浜法律事務所パートナー 就任
2007年 1 月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員 就任
2011年 3 月 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
2012年 6 月 アジア国際法学会 日本協会 理事
2015年 6 月 日本製麻(株) 監査等委員である取締役
2018年 4 月 日本国際紛争解決センター (JIDRC) 事務局次長
2019年12月 日本国際紛争解決センター (JIDRC) 業務執行理事
現在に至る



■ 重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所 代表社員

日本製麻(株) 監査等委員である取締役

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士として高い専門性を有しております。米国Cornell Law School修了後、ニューヨーク州弁護士としても登録し、グローバルにおける紛争解決にも多くの経験を有しております。同氏は社外取締役等となること以外に経営に関与していませんが、当社の社外監査役としても職務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いします。また、弁護士法人北浜法律事務所および日本製麻(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 児玉実史氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 児玉実史氏が社外監査役に就任した場合には、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、1995年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額45百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

この間、当社グループは多くの海外子会社を設立しグローバル化を加速する中、監査役には監査範囲の拡大とともにより高い監査品質が求められており、その責任は増大しております。このような当社の状況ならびに当社を取り巻く環境の変化を勘案し、監査役の報酬等の額を、年額70百万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であり、第3号議案「監査役4名選任の件」が原案どおり承認可決された後も、監査役の員数に変更はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな景気回復基調でしたが、消費税増税の影響に加え、米中貿易摩擦の激化懸念などから、経済の減速感が強まりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により中国を中心としたサプライチェーンの分断や、消費活動の減退、金融市場の混乱といった深刻な影響が出ており、収束が見えない状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは顧客志向の新製品開発やマーケティング活動により新規分野への展開を図るとともに、既存分野におきましても消費者ニーズの変化に対応した高付加価値の製品を開発し、市場の活性化に努めてまいりました。

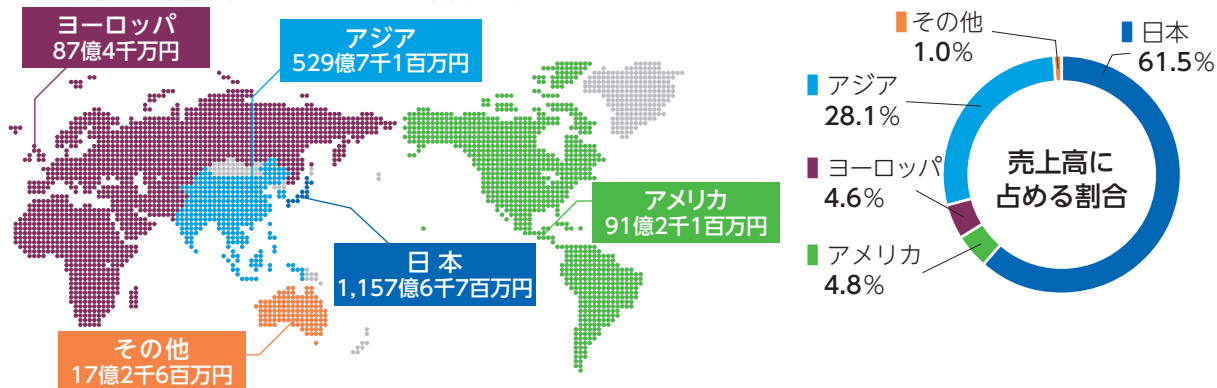
その結果、売上高は1,883億2千7百万円（前期比 2.6%増）となりました。日本におきましては、前期は塩野義製薬(株)からのライセンス契約一時金収入がありましたが、当期は高付加価値商品が好調であったことに加え医薬品開発・製造受託子会社が増収に寄与いたしました。海外におきましては、香港でのデモに加え新型コロナウイルスの流行の影響があったもののベトナムやマレーシアなどASEAN諸国が好調に推移しカバーいたしました。

利益面につきましては、売上が好調に推移したことや販売費及び一般管理費の効率的活用にも努めました結果、営業利益は230億8千5百万円（同 10.9%増）、経常利益は227億3千5百万円（同 19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は154億1千万円（同 57.3%増）となりました。

連結業績

売上高	1,883億2千7百万円 前期比 2.6%増 	営業利益	230億8千5百万円 前期比 10.9%増 
経常利益	227億3千5百万円 前期比 19.8%増 	親会社株主に 帰属する 当期純利益	154億1千万円 前期比 57.3%増 

当連結会計年度のセグメントの概況は次のとおりであります。



■ 日本

当社を中心にアイケア関連、スキンケア関連、内服関連およびその他の製品（サービス）を製造・販売しております。また、クオリテックファーマ㈱においては、主に内服関連の製品（サービス）の受託製造・販売を行っております。

外部顧客への売上高は、1,157億6千7百万円（前期比 3.2%増）となりました。

主力のアイケア関連品は、高機能眼科用薬「Vロートアクティブプレミアム」などの高付加価値商品が堅調なことに加え、新製品の花粉関連品「ロートアルガードクリニカルショット」も順調でありました。しかしながら、前期に美少女戦士セーラームーンとのコラボレーションを実施した「ロートリセ」シリーズの反動減の影響もありアイケア関連品全体としては伸び悩みました。一方、スキンケア関連品につきましては、美容液「オバジC25セラム ネオ」やハンドクリーム「オーラザハンド」さらにSNSで話題となった「デオコ」が好調でありました。また、好天に恵まれたこともあり日やけ止めも増収に寄与いたしました。一方、暖冬傾向が続いたことにより、保湿関連商品が伸び悩み、加えてインバウンド需要の減速に伴い「メラノCC 薬用しみ集中対策美容液」も減収となりました。内服関連品では、目のサプリメント「ロートV5粒」が好調でありました。

セグメント利益（営業利益ベース）につきましては、収益基盤である日本でのコアビジネスを強化すべく構造改革を進めており、それに伴う先行費用が発生していますが、売上が好調に推移したことにより148億5千2百万円（同 12.7%増）となりました。

■ アメリカ

メンソレータム社を中心に、主にスキンケア関連の製品（サービス）を製造・販売しております。

外部顧客への売上高は、91億2千1百万円（前期比 1.8%減）となりました。

米国経済が個人消費の堅調な推移により緩やかな回復基調にあるものの、目薬の競争激化により売上が伸び悩みました。

セグメント利益（営業利益ベース）につきましては、売上が伸び悩んだことにより、2億8千3百万円（同 0.8%減）となりました。

■ ヨーロッパ

メンソレータム社・イギリスを中心に、主にスキンケア関連の製品（サービス）を製造・販売しております。

外部顧客への売上高は、87億4千万円（前期比 2.2%増）となりました。

売上につきましては、主力の消炎鎮痛剤「ディープヒート」シリーズに加え、プロモーションを強化した「ディープ リリーフ」が好調に推移したことに加え、ダクス・コスメティクス社も増収に寄与しました。

セグメント利益（営業利益ベース）につきましては、売上は好調に推移したものの、販売促進費および広告宣伝費が増加した結果、2億1千7百万円（同 38.3%減）となりました。

■ アジア

メンソレータム社・アジアパシフィックおよびメンソレータム社・中国ならびにその他の現地法人が、主にアイケア関連、スキンケア関連の製品（サービス）を製造・販売しております。

外部顧客への売上高は、529億7千1百万円（前期比 2.5%増）となりました。

売上につきましては、香港デモや韓国における日系商品の不買運動に加え1月から中国を中心に新型コロナウイルスが流行し旧正月の需要が大きく落ち込みました。しかしながら、主力の中国、ベトナムなどの現地法人は12月決算で新型コロナウイルスの影響は限定的であったことやマレーシアなどA S E A N諸国が好調に推移したことにより増収となりました。主力の中国におきましては、円高元安の影響があったことや「肌ラボ」シリーズが苦戦しているものの、「ロートリセ」やコンタクトレンズ用剤が流通網を拡大し、さらにオンラインでの売上も順調であったことにより増収に寄与いたしました。

セグメント利益（営業利益ベース）につきましては、売上が好調に推移したことに加え販売促進費の効率的活用努めたことにより、72億2千万円（同 11.1%増）となりました。

■ その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリアの現地法人の事業活動を含んでいます。

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外部顧客への売上高は、17億2千6百万円（前期比 9.3%減）となりました。

セグメント利益（営業利益ベース）につきましては、1億4千2百万円（同 13.0%減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の主なものは、日本では当社および子会社摩耶堂製薬(株)における生産設備の増強、アジアでは子会社メンソレータム社・中国における生産設備の増強であり、その他を含めた設備投資総額は62億5千万円であります。

また、その資金調達に関しましては、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

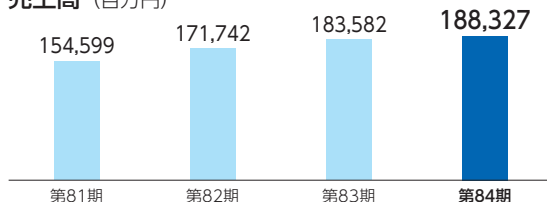
(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の状況

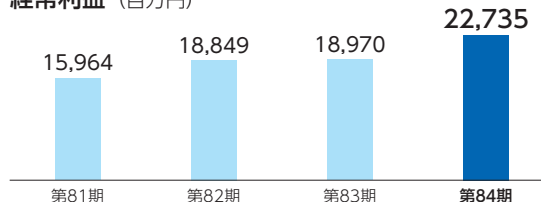
区 分		第81期	第82期	第83期	第84期（当期）
		2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	(百万円)	154,599	171,742	183,582	188,327
経常利益	(百万円)	15,964	18,849	18,970	22,735
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	10,011	9,289	9,799	15,410
1株当たり当期純利益	(円)	87.95	81.55	86.00	135.13
総資産	(百万円)	181,543	198,166	200,953	215,301
純資産	(百万円)	118,436	128,440	132,189	140,032
1株当たり純資産額	(円)	1,030.96	1,115.94	1,147.42	1,217.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第81期および第82期の1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
- また、第81期の1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第83期の期首から適用しており、第82期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

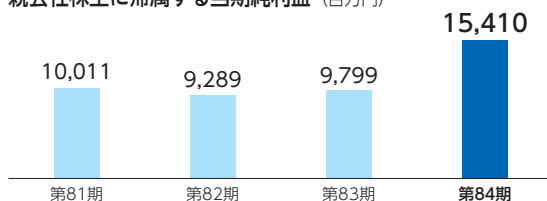
売上高 (百万円)



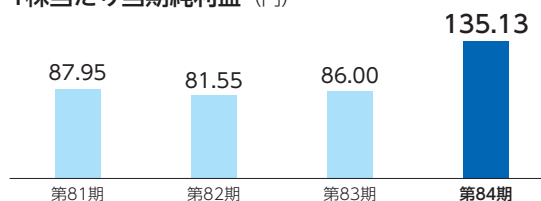
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



② 当社の状況

区 分		第81期	第82期	第83期	第84期（当期）
		2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	(百万円)	89,561	96,880	104,381	106,477
経常利益	(百万円)	12,817	14,843	15,188	14,374
当期純利益	(百万円)	7,442	7,634	4,815	6,978
1株当たり当期純利益	(円)	65.38	67.01	42.26	61.19
総資産	(百万円)	127,815	138,352	137,979	146,375
純資産	(百万円)	96,702	104,143	104,525	106,337
1株当たり純資産額	(円)	843.98	909.28	912.76	928.85

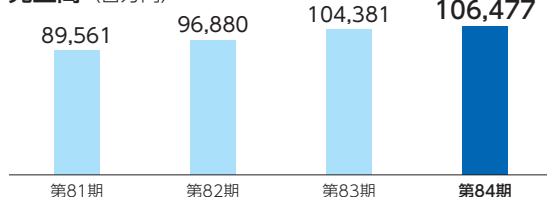
(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

2. 第81期および第82期の1株当たり当期純利益の算定において、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

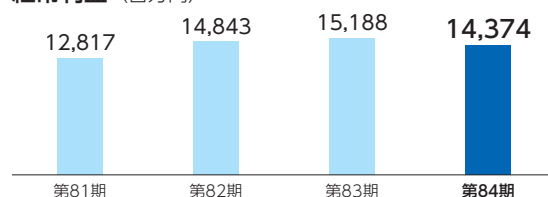
また、第81期の1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第83期の期首から適用しており、第82期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

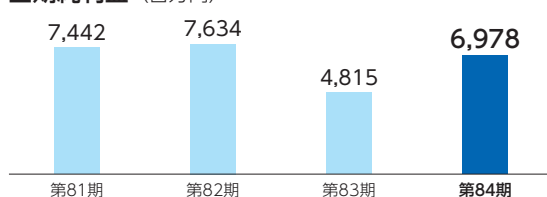
売上高 (百万円)



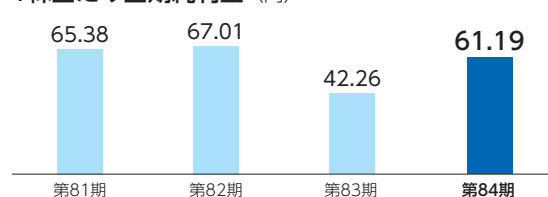
経常利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Connect for Well-being」、つまり世界の人々が身体も心もイキイキと様々なライフステージにおいて笑顔あふれる幸せな毎日を過ごせるよう、社内外の仲間や組織と価値をつないでいくことを2030年までに達成すべきロードグループ総合経営ビジョンである「ビジョン2030」に掲げ、6つの事業戦略において長期視点での経営課題として取り組み、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。具体的な対処すべき課題は以下のとおりです。

【新型コロナウイルスへの対応について】

新型コロナウイルスの事業・業績に与える影響やダメージは現時点では計り知れず、先行き不透明な状況にありますが、当社が定款にも掲げている経営理念である「豊かで幸せな生活を送るための心身の健康に貢献し続ける」、「当会社を取りまく全ての人たちと協働して社会課題を解決」することの達成のために医療機関やその従事者への支援を続けます。

【ビジョン2030に掲げる6つの事業】

①OTC医薬品事業

医療費膨張傾向の中、セルフメディケーションの考え方はますます重要性を増しており、当社は、健康・未病・軽度疾患に対応したOTC医薬品事業の事業拡大を引き続き進めてまいります。既存の眼科用薬、皮膚用薬、胃腸薬などに加え、女性の健康ニーズに応えるカテゴリー、健康寿命の延伸に応えるカテゴリーにも積極的に挑戦します。その基盤となる開発と技術力の優位性を維持していくため技術革新に注力するとともに、ベンチャー企業や国内外研究者との共同研究を図るなど、有機的な研究体制の構築を積極的に推進しております。

②スキンケア事業

既に売上の6割強を占めるスキンケア事業については、これからも「肌本来の機能に働きかけ、健やかさを再生するスキンケアを創造する」ことに注力してまいります。安全性はもちろん、肌への作用に注目した機能性化粧品の開発に引き続き取り組みます。

③機能性食品事業

エビデンスと信用に基づく食品事業を第三の柱に育てます。注目領域として、生活習慣病リスクに対応したニュートリション分野、免疫強化・美肌・ダイエットといった効果にもつながる乳酸菌、整腸分野、より健やかでイキイキとした健康状態を支援するプロテインサプリ分野について、差別性の高い商品開発を行ってまいります。

④医療用眼科事業

当社は2020年3月に医療用眼科用剤メーカーである(株)日本点眼薬研究所を子会社化いたしました。またいくつかのパイプラインの開発も進行中で、アイケアリーディングカンパニーとして、医療用眼科チャネルを開拓し、早期の収益化を目指します。

⑤再生医療事業

アンメットメディカルニーズに対応した再生医療事業に注力してまいります。脂肪幹細胞をはじめ革新的なライフサイエンス技術の事業化と、これらを既存事業とつなぎ合わせることで、当社にしかできない新しいWell-beingの創造に努めてまいります。

(注) アンメットメディカルニーズとは、いまだに治療法が見つかっていない疾患に対する医療ニーズのこと。具体的には、癌、認知症などの重篤な疾患のほか、不眠症や偏頭痛といった、生命に支障はないものの、QOL改善のために患者から強く求められている疾患に対する医療ニーズを指します。

⑥開発製造受託事業

現状の医薬品製造受託（CMO）事業を進化させ、独自の開発力を活かし、開発・製造をワンストップに提供する開発製造受託（CDMO）事業を推進することで競争優位性を実現してまいります。

【新しいサービスモデルの実現】

新しいヘルスケアビジネスのモデルとしてデジタルヘルスケアへの対応など、お客様一人ひとりに向き合う、また新たなニーズを発掘するといったことを行うことで次世代の健康ソリューションを実践してまいります。

【グローバル事業】

全体売上の約4割を占めている海外事業については、引き続き現地に根付いて消費者と向き合いながら企業価値の向上を目指してまいります。特に日本とビジネス上の親和性の高いアジア地域（中国および東南アジア）において積極的に経営資源を投入していきます。欧米については子会社メンソレータム社の成長戦略の策定と実行を軸に維持・拡大に努めます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ロートUSA	千米ドル 114,100	100 %	投資管理
メンソレータム社	千米ドル 82,000	100 (100) %	医薬品などの製造・販売
メンソレータム社・イギリス	千英ポンド 1,900	100 (100) %	医薬品などの製造・販売
メンソレータム社・アジアパシフィック	千香港ドル 23,320	100 (100) %	医薬品などの販売
メンソレータム社・中国	千人民元 153,800	100 (100) %	医薬品などの製造・販売
メンソレータム社・台湾	千台湾元 12,000	100 (100) %	医薬品などの販売
ロート・インドネシア社	百万インドネシアルピア 300,471	95 %	医薬品などの製造・販売
ロート・メンソレータム・ベトナム社	百万ベトナムドン 245,104	100 %	医薬品などの製造・販売
クオリテックファーマ(株)	百万円 290	100 %	医薬品などの製造・販売
(株)日本点眼薬研究所	百万円 96	100 %	医薬品などの製造・販売
天津ロート社	千人民元 118,504	83.4 %	医薬品などの製造・販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千インドルピー	%	
ロート・ファーマ・インド社	1,048,800	100 (1.3)	化粧品などの販売
	千バングラデシュタカ	%	
ロート・メンソレータム・バングラデシュ社	887,679	100 (1)	化粧品などの販売
	千リアル	%	
ロート・ブラジル・ホールディングス社	96,647	100 (0.001)	投資管理
	千リアル	%	
ロート・ブラジレイラ社	66,197	100 (100)	投資管理
	千リアル	%	
オフサルモス社	18,899	70 (70)	医薬品などの製造・販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の括弧内の数字は、間接出資比率を内数として表示しております。
2. ロート・ブラジル・ホールディングス社は、当連結会計年度においてロート・ド・ブラジル社を吸収合併したものであります。

③ その他
該当事項はありません。

(6) 企業集団の主要拠点等

ロート製薬(株)	当 社	本 社 ・ 工 場	大阪市生野区
		グランフロント大阪オフィス	大阪市北区
		研 究 所	京都府木津川市
		上野テクノセンター	三重県伊賀市
		東 京 支 社	東京都港区
		名 古 屋 営 業 所	名古屋市西区
		福 岡 営 業 所	福岡市博多区
メンソレータム 社	子会社	本 社 ・ 工 場	米国 ニューヨーク州
メンソレータム 社 ・ イギリス	子会社	本 社 ・ 工 場	英国 スコットランド
メンソレータム 社 ・ アジアパシフィック	子会社	本 社	中国 香港
メンソレータム 社 ・ 中国	子会社	本 社 ・ 工 場	中国 広東省
メンソレータム 社 ・ 台湾	子会社	本 社	台湾 台北市
ロート ・ インドネシア 社	子会社	本 社 ・ 工 場	インドネシア ジャカルタ
ロート ・ メンソレータム ・ ベトナム 社	子会社	本 社 ・ 工 場	ベトナム ビンズオン省
クオリテックファーマ(株)	子会社	本 社	東京都港区
		工 場	静岡県掛川市
		工 場	滋賀県野洲市
(株) 日本点眼薬研究所	子会社	本 社 ・ 工 場	名古屋市南区
		工 場	長野県上伊那郡
天 津 ロート 社	子会社	本 社 ・ 工 場	中国 天津市
ロート ・ ファーマ ・ インド 社	子会社	本 社	インド ハリヤナ州
ロート ・ メンソレータム ・ バングラデシュ 社	子会社	本 社	バングラデシュ ダッカ
ロート ・ ブラジル ・ ホールディングス 社	子会社	本 社	ブラジル サンパウロ州
ロート ・ ブラジレイラ 社	子会社	本 社	ブラジル サンパウロ州
オ フ サ ル モ ス 社	子会社	本 社 ・ 工 場	ブラジル サンパウロ州

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,619 名	+264 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,529 名	+55 名	41.0 才	13.0 年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
(株) 三菱UFJ銀行	4,957 百万円
(株) 三井住友銀行	874 百万円

(9) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

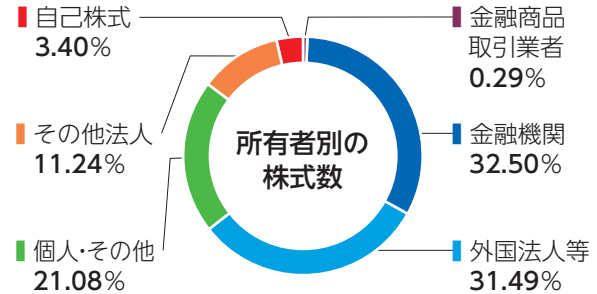
2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 399,396,000株

(2) 発行済株式の総数 114,070,167株
(自己株式 4,018,988株を除く)

(3) 株主数 15,394名

(4) 上位10名の株主



株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	9,330	8.17
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	8,968	7.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	7,896	6.92
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,038	4.41
(株)三菱UFJ銀行	3,800	3.33
山田 清子	2,968	2.60
(有)山田興産	2,807	2.46
山昌興産(株)	2,608	2.28
日本生命保険相互会社	2,119	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	2,090	1.83

(注) 持株比率は、自己株式数 (4,018,988株) を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有するストックオプションとしての新株予約権の状況

取締役会決議日（2008年8月25日および同年9月12日）	
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 1名
新株予約権の数	330,125個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 330,125株 (新株予約権 1 個につき 1 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権の割当日である2008年9月13日現在の公正価額とする。 割当を受けた対象役員は、当該払込金額の払込債務と当社に対する退職慰労金相当額打ち切り支給請求権をもって相殺する。
新株予約権の行使価額	1 個につき 1 円
新株予約権の行使条件	①退任した日の翌日から10日を経過するまでの間 ②死亡により退任した場合は、配偶者、子、一親等の直系尊属のみ権利行使が可能 但し、死亡により退任した日の翌日から 4 ヶ月を経過するまでの間
新株予約権の行使期間	2008年9月14日から2048年9月13日

(注) 本新株予約権は、2008年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもってなされた役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金相当額打ち切り支給の方法として発行されたものです。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付したストックオプションとしての新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 邦 雄	メンソレータム社 取締役会長
代表取締役社長	杉 本 雅 史	
取締役副社長	ジュネジャ レカ ラジュ	海外事業・技術担当 兼 チーフヘルスオフィサー（最高健康責任者）
取締役副社長	斉 藤 雅 也	メンソレータム社 取締役社長 ロート・メンソレータム・ベトナム社 取締役会長
取 締 役	國 崎 伸 一	クオリテックファーマ(株) 代表取締役社長
取 締 役	山 田 哲 正	再生医療研究企画部長
取 締 役	上 村 秀 人	上野テクノセンター長
取 締 役	力 石 正 子	プロダクトマーケティング部長
取 締 役	瀬 木 英 俊	経営企画部長 兼 チーフインフォメーションオフィサー（最高情報責任者）
取 締 役	松 永 真 理	松永真理事務所 代表 (株)ブレインズネットワーク 社外取締役 MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株) 社外取締役
取 締 役	鳥 井 信 吾	セイコーエプソン(株) 社外取締役 サントリーホールディングス(株) 代表取締役副会長 ビームサントリー社 取締役 象印マホービン(株) 社外取締役 大阪商工会議所 副会頭 公益財団法人サントリー芸術財団 代表理事 公益財団法人サントリー文化財団 理事長 在大阪デンマーク王国名誉領事館 名誉領事 在大阪スペイン王国名誉領事館 名誉領事
取 締 役	入 山 章 栄	早稲田大学ビジネススクール 教授 (株)マクロミル 社外取締役
常 勤 監 査 役	木 村 雅 則	
常 勤 監 査 役	梶 本 健	
監 査 役	藤 巻 光 雄	公認会計士、税理士 藤巻法律会計事務所 代表 弁護士
監 査 役	天 野 勝 介	弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士 (株)青山キャピタル 社外監査役 TOYO TIRE(株) 社外監査役

- (注) 1. 当社の役員は2020年3月31日現在、取締役12名、監査役4名の16名であり、そのうち14名が男性、2名が女性で構成されております。
2. 取締役のうち松永真理氏、鳥井信吾氏および入山章栄氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち藤巻光雄氏および天野勝介氏は、社外監査役であり、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役松永真理氏は、これまで新サービスの企画・開発に携わるなど、現代社会の文化や生活に関する豊富な知識と幅広い見識を有するものであります。
5. 取締役鳥井信吾氏は、企業経営者として長年に渡る豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
6. 取締役入山章栄氏は、最先端の経営に関する幅広い見識を有するものであります。
7. 監査役藤巻光雄氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役天野勝介氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2019年6月27日開催の第83回定時株主総会において、杉本雅史氏および入山章栄氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ② 2019年6月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、神原洋一氏および山田安廣氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
10. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 後	異 動 前	異 動 年 月 日
山 田 邦 雄	代 表 取 締 役 会 長	代表取締役会長兼社長	2019年 6 月27日
杉 本 雅 史	代 表 取 締 役 社 長		2019年 6 月27日
國 崎 伸 一		経営戦略推進本部ディレクター	2019年 5 月27日
上 村 秀 人		経営戦略推進本部ディレクター	2019年 5 月27日
瀬 木 英 俊	チーフインフォメーションオフィサー (最高情報責任者)		2019年 6 月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名および社外監査役2名は、会社法第427条第1項ならびに当社定款の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 取締役および監査役の報酬等に関する事項

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分			支 給 人 員	報 酬 額
			名	百万円
取	締	役	14	442
監	査	役	4	43
合 計			18	485
(うち社外役員)			(5)	(33)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月24日開催の第78回定時株主総会決議において、年額700百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第59回定時株主総会決議において、年額45百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬額には、役員賞与引当金繰入額40百万円が含まれております。

② 当社の役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外役員を除く）の役員報酬等は、固定報酬と業績連動報酬より構成されております。業績連動報酬は当事業年度の会社業績および支給対象となる役員数から支給総額を定め、社外取締役を過半数とする報酬委員会において、取締役会の委任を受けて、個別報酬額の策定を行っており、対象役員の個別業績（定性評価）に基づき配分して支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松永真理氏は、松永真理事務所の代表であり、(株)ブレインズネットワーク、MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株)およびセイコーエプソン(株)の社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役鳥井信吾氏は、サントリーホールディングス(株)代表取締役副会長、ビームサントリー社取締役、象印マホービン(株)社外取締役および大阪商工会議所副会長であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役入山章栄氏は、早稲田大学ビジネススクールの教授であり、(株)マクロミル社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役藤巻光雄氏は、藤巻法律会計事務所の代表であります。なお、当社と藤巻法律会計事務所との間には、特別の利害関係はありません。

社外監査役天野勝介氏は、弁護士法人北浜法律事務所の社員弁護士であり、(株)青山キャピタルおよびTOYO TIRE(株)の社外監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	松永真理	当期開催の取締役会8回のすべてに出席し、主に現代社会の文化や生活に関する幅広い見識に基づき適宜適切な発言を行うとともに、当社従業員のダイバーシティの意識向上に関しても、有益な助言を行っております。
	鳥井信吾	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、主に企業経営者としての長年に渡る豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜適切な発言を行うとともに、当社の経営に企業経営者としての見地から有益な助言を行っております。
	入山章栄	2019年6月27日就任以来の取締役会7回のすべてに出席し、主に最先端の経営に関わる幅広い見識に基づき適宜適切な発言を行うとともに、当社の新たな事業領域の発展と企業価値の向上に非常に有益な助言を行っております。
社外監査役	藤巻光雄	当期開催の取締役会8回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から適宜適切な発言を行っております。
	天野勝介	当期開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜適切な発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、2019年6月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにEY新日本有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画における監査時間と報酬見積額を前任の会計監査人の実績等と比較し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 「1.企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、ロートUSA、メンソレータム社他、一部の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6 会社の体制および方針

当社が業務の適正を確保するために必要な体制として取締役会において決議した基本方針は、次のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、創業以来の店訓『和協努力』を根源として受け継がれる、揺らぐことのない経営理念であり、また全社員が働く上での行動規範を表現した『7つの宣誓』、さらに、企業個性と事業への取り組み姿勢を表したコーポレートアイデンティティ『NEVER SAY NEVER』を制定しています。これらの考え方は、当社定款第2条に理念として明記し、当社のガバナンスおよびコンプライアンス体制の基礎としております。その遵守と推進は、経営企画部門と広報CSV推進担当部門が担っております。

定款第2条（理念）

1. 豊かで幸せな生活を送るための心身の健康に貢献し続けることが当会社の最大の責務と捉え、その実現のために長期視点での経営と価値創出に努める。
 2. 当会社は、社会の公器としての使命を自覚し、当会社を取りまく全ての人たちと協働して社会課題を解決し、これにより得られた便益を共有する。
- ② 取締役会は「取締役会規則」に基づき適切な運営を確保し、各取締役が業務執行状況を報告することで相互に業務執行状況を監督し、適法性の確保に努めます。また、取締役会においては、社外取締役より、適宜アドバイスまたは勧告を受け、取締役会の監督機能を高めるよう努めます。
 - ③ 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査方針および分担に従い、各監査役の監査対象とします。
 - ④ 使用人の職務執行においては、職制により監督を行うとともに、内部監査室による内部監査体制を整備・運用することによりコンプライアンスを確保します。
 - ⑤ 法令違反、ロートCSR行動指針違反、その他企業コンプライアンスに関わる社員からの相談・通報窓口として、内部通報体制「ロートホットライン」を設置しております。第三者である社外弁護士に直通することで客観的な対応を可能にし、かつ通報した者が不利益を被らないよう配慮しております。
 - ⑥ 法令・定款違反等の行為が発見された場合、当社社内規定に従って厳正に対処します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営上重要な機関の規則、会議記録、また稟議書、契約書など取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」によって保存および管理を行います。
- ② 個人情報・営業上の機密情報その他重要な情報資産の保護と適正な取り扱いに関する社内ルールを整備し、併せて情報セキュリティ管理委員会を設置し、情報資産の保全体制の強化と有事対応の一元化を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、就業規則を始めとする各種社内規則に従ったリスク管理体制を構築します。
- ② 子会社のリスク管理については、子会社各社の規則に基づき適切に管理するほか、子会社の業務執行の重要案件については子会社の業務執行取締役が定期的かつ随時親会社である当社への報告を行い、または「ロートグループ管理規則」に基づき、事前に親会社である当社の代表取締役もしくは取締役会の承認を得る体制を構築しております。
- ③ 当社および子会社に不測の事態が発生した場合には、社長直轄の危機管理委員会等を設置し、顧問弁護士等を含む外部のアドバイザーの意見などを聴きながら、迅速に対応し損害およびその拡大を防止する体制を整えます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、定例の取締役会のほか機動的に臨時取締役会を開催、または書面決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
- ② 特に重要な業務執行課題については、部門横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、取締役もしくは特任部長がその推進を担い、随時取締役会にて報告しています。
- ③ 定常的な事業運営上の重要事項については、固定的な会議体ではなく、意思決定権限のある特任部長および各部門長などが参加する会議を随時開催することにより、情報の共有化、経営判断および業務執行の迅速化と適正化の向上に努めております。また稟議基準を策定し、そこで決議された内容のうち主要なものは取締役会にて報告する体制を取っています。

5. 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業グループにおける業務の適正さを確保するために、「ロートグループ管理規則」を制定し、子会社の業務執行取締役から、親会社である当社が定期的または随時報告を受けるという体制により子会社経営の管理を行います。また、当該報告に応じて、当社からも助言を行うことにより、子会社の迅速な意思決定に寄与するようにします。

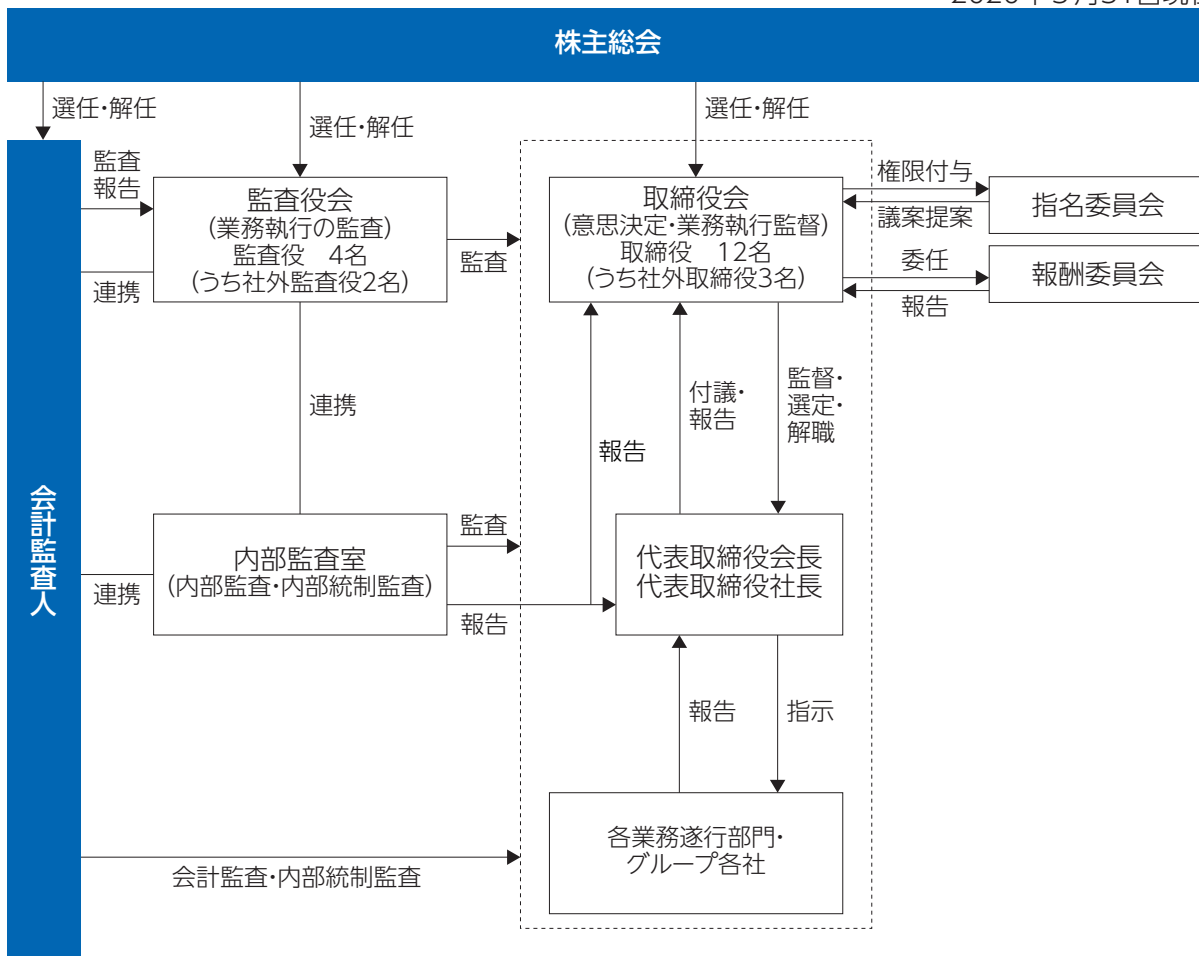
- ② 子会社の業務執行にあたっての重要案件については「ロートグループ管理規則」に定める基準に基づき、親会社である当社への報告または承認を得ることとします。
 - ③ 企業グループとしての財務報告の信頼性に関して合理的な保証を得るために内部統制体制を整備し、運用するとともに、その有効性を評価するために内部監査の体制を整備し、運用します。
 - ④ 当社の経営理念およびロートCSR行動指針を企業グループ全体に適用し、周知徹底を図ることといたします。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人として、法務担当者および経理財務担当者などが適宜監査役の職務をサポートしております。
 - ② 監査役の職務の補助に当たっては、監査役から直接かつ具体的な指示を受けるものとし、取締役または組織上の上長の指揮命令を受けないこととしております。
- 7. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社の取締役および使用人ならびに企業グループの取締役、監査役および使用人は、当社の監査役からの要求があるときは、必要な書類を添えて説明しております。
 - ② 当社の取締役および使用人ならびに企業グループの取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から求められた事項や特に重要な事実を当社の監査役に報告しております。
 - ③ 監査指摘事項については、取締役および使用人が、遅滞なく監査役に報告を行っております。
 - ④ 報告を行った取締役および使用人に対して、監査役へ報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いは行わないことを遵守しております。
- 8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払、償還の手續または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務を執行するにあたり発生する各種費用については、一定額の予算を設けるとともに、「役員出張旅費規則」などの社内規則に基づき適正に精算しております。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。
- ② 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」などに基づいて、監査方針の策定、業務分担等を行い、定期的に、取締役、重要な使用人および会計監査人と意見、情報交換を行っております。
- ③ 監査役は、適宜、子会社への往査を実施するとともに、子会社の監査役と意見、情報交換を行っております。
- ④ 監査役は、取締役および使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて当該部門への助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制図>

2020年3月31日現在



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記方針に基づいて、当期において実施いたしました主な取り組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社の経営理念である「7つの宣誓」や、コーポレートアイデンティティである「NEVER SAY NEVER」の考え方の浸透および理解促進を図るために、国内外を含め、当社全従業員に対して、継続的に研修等を行っております。またこれらについては当社の商品や社会貢献活動などを通じて、お取引先様やお客様などに広く発信しております。また当社は2018年に署名した国連グローバル・コンパクトの10原則を支持しており、環境保全・人権擁護・腐敗防止などの考え方については当社のCSR憲章10原則にまとめ、さらに社員が守るべき倫理、価値観をまとめた「ロートCSR行動指針」を整備しております。これらは全て当社のホームページでも公開しております。さらに、社内通報体制である「ロートホットライン」は、外部の弁護士事務所に通じ、内部通報者に不利益にならないよう配慮することで職場内では解決することが難しい問題へ対応する体制を整えております。

2. 取締役の職務執行の効率化に関する取り組み

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するために、業務を遂行する部門間での連携を強化することを進めております。当期は、営業部門・マーケティング部門・研究開発部門・生産事業部門を横断的に統括し、またそれぞれの部門での課題を全社的課題として取り組む「特任部長」を任命し、職務執行の効率化を図りました。一方、取締役はそれらの業務執行全般を監督する機能を強化しております。取締役会では迅速な意思決定のために、定例の取締役会の他に、必要に応じて書面決議や稟議決裁の体制を設けています。なお、主要な稟議案件については毎回の取締役会にて報告を受けることで適正な運用を監督しております。また取締役会から独立した任意の委員会として、委員の過半数を社外取締役で構成した「報酬委員会」および「指名委員会」を設置（指名委員会は社外取締役を議長とする）し、取締役の選定ならびに取締役の個別報酬決定のプロセスの透明性および客観性を高めております。

3. 子会社管理に関する取り組み

子会社からは四半期業務報告ほか随時必要な報告を受けております。また「ロートグループ管理規則」に基づき、重要な案件については親会社である当社取締役会もしくは代表取締役の承認を得ることとしており、当社の子会社管理を管轄する部門がその後の状況を

監督いたしております。

4. 監査役の監査の実効性に関する取り組み

各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また子会社の監査役との間での情報共有を実施するとともに、代表取締役会長、代表取締役社長および全ての社内取締役との意見交換を行い、取締役の職務の執行が法令・定款を遵守しているかを中心に監査いたしました。加えて、四半期ごとに会計監査人より会計監査結果の報告を受け、当社の会計状況が適正であることを監査いたしました。その他、常勤監査役は、主要な国内外の子会社への往査を実施いたしました。また当社内部監査部門との定期的な会合で情報共有および意見交換を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、当社の定款第2条に定める「経営理念」や全従業員が行動規範とすべき「7つの宣誓」、コーポレートアイデンティティである「NEVER SAY NEVER」を拠り所とし、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと認識しております。そのためには、幅広い視野と専門性の高い業務知識やノウハウを兼ね備えた者が取締役に就任し、当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することがその目的に資するものと考えております。

そして、第三者による当社株式の大規模な買付行為がなされた場合、それに応じるか否かは、最終的には株主様の判断に委ねられるべきものと考えますが、その目的などから見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものでない場合は、適時適切な情報開示に努めるとともに、会社法その他関連法令の許容する範囲内において適切な対応をまいります。

2. 基本方針実現のための取り組み

当社グループが目指す普遍的な経営理念である「7つの宣誓」に加えて、コーポレートアイデンティティとして「NEVER SAY NEVER」を制定しております。これはお客様一人ひとりを、社会を、もっと健康にしていくために決して立ち止まらず挑み続けることを宣言しています。

「健康」は誰もが願うことであり幸せの源ですが、単に病気にならないというだけではなく、それによって社会に貢献できることが真の「健康」であると私たちは考えており、「健康と美に関するあらゆるソリューションを提供する会社」を目指し、日々活動しています。国内外におけるアイケア事業、スキンケア事業、内服事業、その他周辺事業ならび

に再生医療をはじめとする新規事業など、当社および当社グループの事業構成は多岐に渡りますが、それぞれの方向性を明確にし、経営資源の配分の最適化を継続的に進めてまいります。これら各事業を将来に渡って拡大・発展させるための布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努め、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。さらに当社は、東日本大震災の復興支援や、「新型コロナウイルス対応医療機関支援室」を設置し医療最前線を支援するなど、より高いレベルでの社会的責任への取り組み強化も積極的に推進しており、加えて環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等のE S Gの充実にも鋭意取り組んでいるところであります。

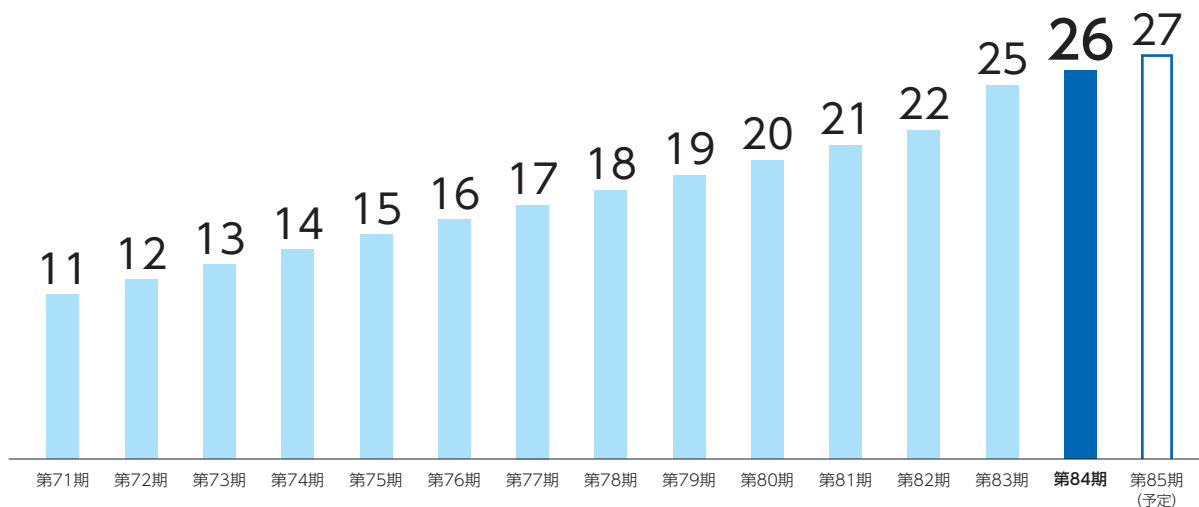
(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業活動から得られる成果を株主に安定的かつ継続的に還元することを重要課題のひとつと考えており、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、環境変化に的確に対応するための製品開発・製造設備・新規事業への展開等に有効投資していく所存であり、これは将来の利益に貢献し、株主各位への安定的かつ高水準な配当に寄与するものと考えております。

当期の配当につきましては、期末配当金を1株当たり13円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金13円と合わせて、年間配当金は26円となります。

次期の配当につきましては、日頃の株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、中間配当金を1株当たり13円、期末配当金を1株当たり14円、年間27円を予定しております。

1株当たりの配当推移 (円)



(注) 本事業報告に記載の金額、数値および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	130,108
現金及び預金	45,307
受取手形及び売掛金	32,900
電子記録債権	17,893
商品及び製品	16,504
仕掛品	3,218
原材料及び貯蔵品	10,903
その他	3,757
貸倒引当金	△377
固定資産	85,192
有形固定資産	48,460
建物及び構築物	20,048
機械装置及び運搬具	9,184
工具器具備品	2,213
土地	13,526
建設仮勘定	2,652
その他	835
無形固定資産	5,318
のれん	3,373
その他	1,945
投資その他の資産	31,413
投資有価証券	23,880
長期貸付金	3,097
繰延税金資産	4,292
その他	2,869
貸倒引当金	△2,725
資産合計	215,301

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	62,117
支払手形及び買掛金	11,324
電子記録債務	2,919
短期借入金	2,105
未払費用	25,629
未払法人税等	4,555
未払消費税等	1,173
賞与引当金	2,643
役員賞与引当金	40
返品調整引当金	557
売上割戻引当金	2,178
その他	8,987
固定負債	13,151
長期借入金	5,190
繰延税金負債	373
退職給付に係る負債	4,317
債務保証損失引当金	1,957
その他	1,312
負債合計	75,269
純資産の部	
株主資本	139,215
資本金	6,504
資本剰余金	5,661
利益剰余金	131,985
自己株式	△4,935
その他の包括利益累計額	△316
その他有価証券評価差額金	4,144
為替換算調整勘定	△2,617
退職給付に係る調整累計額	△1,843
新株予約権	382
非支配株主持分	749
純資産合計	140,032
負債・純資産合計	215,301

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	188,327
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	74,135
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	114,192
返品	返品	返品	返品	返品	返品	返品	返品	返品	返品	48
差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	114,240
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	91,154
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	23,085
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	1,607
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	484
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	510
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	209
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	403
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	1,958
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	125
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	1,192
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	204
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	436
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	22,735
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	2,237
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	153
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	1,973
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	110
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	3,241
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	110
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	1,052
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	529
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	1,263
経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	経特	285
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	21,730
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	7,492
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	△1,044
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	6,448
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	15,282
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	△127
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	15,410

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	52,782
現金及び預金	6,071
受取手形	287
電子記録債権	17,377
売掛金	11,066
商品及び製品	8,908
仕掛品	1,397
原材料及び貯蔵品	5,638
前払費用	914
その他	1,194
貸倒引当金	△73
固定資産	93,592
有形固定資産	23,439
建物及び構築物	9,577
機械及び装置	2,206
車両及び備品	1,363
土地	8,561
リース資産	12
建設仮勘定	1,717
無形固定資産	1,390
ソフトウェア等	1,390
投資その他の資産	68,762
投資有価証券	17,589
関係会社株式	41,704
長期貸付金	13,606
繰延税金資産	2,085
その他	2,108
貸倒引当金	△8,332
資産合計	146,375

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	33,422
支払手形	13
電子記録債務	2,887
買掛金	6,382
短期借入金	900
リース債務	3
未払金	3,277
未払費用	8,487
未払法人税等	2,794
未払消費税等	771
預り金	371
従業員預り金	2,715
賞与引当金	2,072
役員賞与引当金	40
返品調整引当金	550
売上割戻引当金	2,150
その他	7
固定負債	6,615
長期借入金	3,600
リース債務	10
退職給付引当金	1,038
債務保証損失引当金	1,957
その他	9
負債合計	40,038
純資産の部	
株主資本	101,810
資本金	6,504
資本剰余金	5,831
資本準備金	5,607
その他資本剰余金	223
利益剰余金	94,409
利益準備金	812
その他利益剰余金	93,597
事業拡張積立金	1,000
別途積立金	36,130
繰越利益剰余金	56,467
自己株式	△4,935
評価・換算差額等	4,144
その他有価証券評価差額金	4,144
新株予約権	382
純資産合計	106,337
負債・純資産合計	146,375

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額		
売上 売上 返差 販営 営	品 引 売 業	上	上	原	高					106,477		
		上	総	利	価					40,805		
		調	引	戻	益					65,671		
		整	当	入	額					50		
		売	上	総	利					65,721		
		費	一	般	管					52,457		
		業	び	利	理					13,264		
		業	外	収	益					2,643		
		受	取	利	息					129		
		受	取	当	金					1,606		
営	支 貸 関 雑	業	外	費	用					907		
		業	外	利	費					1,533		
		倒	払	繰	入					65		
		係	引	当	繰	入					204	
		会	社	倒	金					1,076		
		損	引	当	繰	入					188	
		常	利	益					14,374			
		別	利	益					2,237			
		固	定	資	産	売	却	益		153		
		投	資	有	価	証	券	売	却	益	1,973	
特	固 減 投 関 債 務	庫	損	産	圧	縮	損		110			
		別	資	証	損	評	価	損		247		
		定	損	株	式	評	価	損		1,263		
		有	社	引	当	繰	入	額		4,079		
		会	証	失	金	繰	入	額		264		
		保	損	引	当	繰	入	額		264		
		前	当	期	純	利	益		10,645			
		引	税	住	民	税	及	び	事	業	税	4,564
		人	税	等	調	整	額		△896			
		人	税	等	合	計			3,667			
当	期	純	利	益					6,978			

(注) 連結計算書類および計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ロート製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロート製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロート製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ロート製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 要 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 押 谷 崇 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロート製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。さらに、内部監査部門から、主要な子会社に対し実施した監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている当該事業年度に係る内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、会社法施行規則第118条第3号の基本方針にかかる取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所の往査に立会い、その職務の執行状況を確認しました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。加えて、事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

ロート製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	木村雅則	㊟
常勤監査役	榎本健	㊟
社外監査役	藤巻光雄	㊟
社外監査役	天野勝介	㊟

以上

NEVER SAY NEVER

ロート製薬

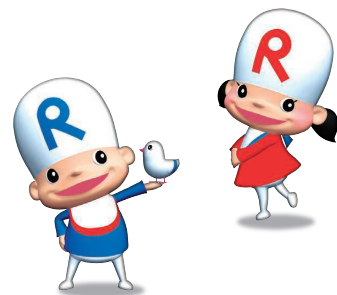
決してあきらめないこと。

不可能を可能に変えていくこと。

常識の枠を超えて挑戦し続けること。

ひとりひとりの健康のために。

そして、未来に続く幸せのために。



アクセス 株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市生野区巽西一丁目8番1号
ロート製薬株式会社 本店
06-6758-1231

株主総会でのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



この冊子は、読みやすさに配慮した「UDフォント」を使用しています。また、責任ある管理がされた森林からの原料を含む「FSC®認証紙」及び、印刷用インキに含まれる石油系溶剤の一部を植物油に替えた「ベジタブルインキ」を使用しています。